

電気契約種別定義書

コアガスでんき低圧プラン

九州電力エリア【低圧】

令和 7 年 7 月 1 日実施

株式会社コアガス日本

目次

1	適用	1
2	実施期日	1
3	本定義書の変更	1
4	定義	1
5	単位および端数処理	1
6	電力需要	1
7	その他	2

1 適用

- (1) この電気契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社コアガス日本（以下「取次店」といいます。）の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）にもとづき、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気の供給を受けるお客さまに対して、小売電気事業者が電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

九州電力送配電株式会社の供給区域	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県 および鹿児島県
------------------	------------------------------------

2 実施期日

本定義書は、令和 7 年 7 月 1 日から実施いたします。

3 本定義書の変更

- (1) 取次店は、本定義書を変更する場合には、供給約款 2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 取次店は、本定義書を廃止することがあります。この場合、取次店はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を取次店ホームページに掲示します。
- (3) 本定義書の廃止にともない、取次店がお客さまに対し、供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は、供給約款 2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

4 定義

供給約款 3（定義）に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用いたします。

5 単位および端数処理

供給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。

6 電力需要

コアガスでんき低圧プラン

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ お客さまが 1 年を通じてこの電気契約種別の適用を希望されること
- ロ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること
- ハ 1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること

ただし、1 需要場所において電灯需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が、技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえないと当該一般送配電事業者が認めた場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとなることがあります。

(3) 契約電力

イ 契約電力は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、供給約款別表 4（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。ただし、契約主開閉器で契約電力を定めることが適切ではないと取次店が認める場合に限り、需要場所における負荷設備および受電設備の内容、1 年間を通じての最大の使用状況および同種の契約を締結している他のお客さまの負荷率等を基準として、お客さまと取次店との協議によって定めることができるものとします。

ロ 電気の使用実態に応じ、イで定めた契約電力が不適切と取次店が認める場合においては、取次店はその理由を事前に通知の上、契約電力の変更をすることができるものとします。

(4) 料金

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表 2（燃料費調整）(1)木によって算定された燃料費調整額および供給約款別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)へにより算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。基本料金および電力量料金は、別途お渡しする料金表に定めるところによります。

(5) その他

契約主開閉器を無断で取り外す、交換する等の行為や変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用する等の行為は不正利用となり、供給契約を解約することがあります。この場合、供給約款 33（違約金）に定める違約金を申し受けます。

7 その他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。